

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○危険薬物の指定..... (医務薬務課) 1

告 示

北海道告示第26号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、令和4年1月20日から施行する。

令和4年1月19日

北海道知事 鈴木直道

危険薬物として指定する物

- 1 1－{1－[1－(4－ブロモフェニル)エチル]ピペリジン－4－イル}－1, 3－ジヒドロ－2H－ベンゾ[d]イミダゾール－2－オン及びその塩類
- 2 5－(シクロヘキシルメチル)－2－(2－フェニルプロパン－2－イル)－2, 5－ジヒドロ－1H－ピリド[4, 3－b]インドール－1－オン及びその塩類
- 3 メチル＝2－[7－アザ－1－(5－フルオロペンチル)－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3, 3－ジメチルブタノート及びその塩類